

大和市まごころ地域福祉センター
指定管理者募集要項

1. 施設の概要

(1) 設置目的と指定管理者の役割

大和市まごころ地域福祉センターは、高齢者福祉事業と子育て支援事業を総合的に実施することで、地域住民の在宅福祉に関する理解と参加を促進するために、平成13年に開所しました。

指定管理者においては、これまで培ってきた経験を活かし、福祉施設の効率的な管理並びに、事業者の特性を反映した運営を期待するものです。

(2) 施設の概要

(ア)名称	大和市まごころ地域福祉センター		
(イ)所在地	大和市柳橋二丁目11番地		
(ウ)開館時期	平成13年10月1日		
(エ)施設内容	1F 事務所及びヘルパーステーション、浴室（機械浴槽あり）、訓練室、ワーカー室、休養室、食堂、厨房室 2F 相談室、事務所、会議室、介護者教室、展示コーナー、プレイルーム、準備室 その他 利用者利用者用駐車場（6台）		
(オ)建物概要	敷地面積	1,000.47 m ²	
	施設設備	RC造2階建	
	建築面積	570.50 m ²	
	延床面積	1F 570.50 m ²	2F 448.49 m ²
		合計	1,018.99 m ²

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務（詳細は各業務仕様書のとおり）

(ア)施設及び設備の維持管理に関する業務

- ① 施設の清掃に関すること
- ② 設備の保守点検に関すること
- ③ 施設警備に関すること
- ④ その他の事務に関すること
 - ・ 物品等の購入や簡易な修繕、光熱水費・通信費等の支払い、借り上げ駐車場の賃貸借契約締結など施設を管理運営する上で必要な事務。
 - ・ 上記以外の機器の保守点検及び大規模な修繕等については、必要となった時点で市と協議すること。

(イ)事業実施に関すること

① 介護等支援事業

- 要介護者の老人デイサービス事業
- 地域支援事業
 - 要支援者の老人デイサービス事業
 - 通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業
 - 心身機能向上講習
 - 介護予防運動セミナー事業
 - 地域包括支援センター事業
 - 介護者教室事業
 - 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

② 子育て支援事業

(ウ)その他

- 以下の事業については、指定管理者が行う業務としてではなく、別途委託契約を結ぶ予定です。

【R3 年度実績】 はいかい SOS ネットワーク事業等
介護予防サポーター養成講座
介護予防ケアマネジメント事業

【R5 年度開始予定】 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

(2) 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）

(3) 利用料金制 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制を導入しているため、利用者が支払う以下の利用料金は指定管理者の収入として収受するものとします。

老人デイサービス事業にかかる、介護保険法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び第 115 条の 45 第 10 項の規定により本市が定める額（利用者 1 割負担、残額は介護保険者へ請求等）。

この他、利用に要する費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。

(4) 指定管理料

(ア) 指定管理料の上限額

300,600,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※上記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。なお、上記の金額を超えた提案をした場合、失格となりますので、ご注意ください。

(イ) 剰余金の取り扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

※仕様などの変更等及び指定期間中の工事等による休館により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

※介護保険制度に基づき実施している事業について、介護保険法等の改正に伴い、仕様等が変更された場合、事業費の取り扱いは、市と協議するものとします。

(ウ) 中規模改修工事による休館

令和 5 年度に 7 ヶ月程度 (8 月～翌 2 月予定) 施設の中規模改修工事を行うことに伴い、施設を休館する予定です。休館期間中は、施設及び設備の維持管理に関することのうち清掃等の一部事業は休止しますが、他の事業は継続して実施することとします。(詳細は各業務仕様書のとおり)

なお、工期の変更等に伴い、協議のうえ指定管理料を変更する場合があります。

(5) 管理の人員基準 次の人員を基準とし、職員を配置すること。

(ア) 施設及び設備の維持管理に関する業務

職種	業務内容	資格要件又は経験	人数	雇用形態
所長	指定管理業務全般を統括 (兼務可)	社会福祉事業に 5 年以上の経験を有する者	1 人	常勤職員
事務職	施設維持管理業務事務	—	1 人	常勤職員

(イ) 事業実施に関すること

・老人デイサービス事業（要支援者のデイサービス事業含む）

職種	資格・配置基準	人数
管理者	社会福祉事業に5年以上の経験を有し、専らその職務に従事する者（兼務可）	1人
生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、介護福祉士、介護支援専門員又は、これと同等以上の能力を有すると認められる者	1人以上
看護職員	看護師又は准看護師	1人以上
介護職員	介護福祉士又は訪問介護員養成研修2級課程以上の修了者	4人以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師・きゅう師のいずれかに該当する者	1人以上

※ 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤でなければなりません。

※ 当該事業は、介護保険法に規定する「通所介護」サービスであり、関係法令を遵守すること。詳しくは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)」等を参照してください。

※ 上表は現行の30名定員を想定した人数です。

・通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業 心身機能向上講習

職種	資格・配置基準	人数
管理者	事業運営に係る管理者（特に資格・経験は要さない。兼務可）	1人
専門職員	健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動スペシャリスト、介護予防運動指導員、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、看護師等、介護予防の運動指導又は認知症予防に適した職の経験のある専門職員	2人
看護師	看護師の資格を持つ職員（兼務可。ただし、地域包括支援センター事業との兼務は不可。）	1人

※ 上記基準にて配置される職員のうち、救急法及びAED(自動体外式除細動器)使用法の講習を受講した職員を1人以上、兼務で配置すること。

※ 上記基準は参加者定員が15名までのものであることに留意すること。

• 介護予防運動セミナー事業

職種	資格・配置基準	人数
専門職員	健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動スペシャリスト、介護予防運動指導員、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、看護師等、介護予防の運動指導又は認知症予防に適した職の経験のある専門職員	1人
補助職員	補助スタッフ（特に資格・経験は要さない）	1人

※ 上記基準にて配置される職員のうち、救急法及び AED(自動体外式除細動器)使用法の講習を受講した職員を1人以上、兼務で配置すること。

※ 上記基準は参加者定員が15名までのものであることに留意すること。

• 地域包括支援センター事業

資格・配置基準	人数
保健師又は地域ケア、地域保健等経験のある看護師	1人
社会福祉士	1人
主任介護支援専門員	1人
上記の3職種又は介護支援専門員	2人

※ 募集要項で定める定員を満たしていない状況となった場合には速やかに市に報告するものとする。また、指定管理者は出来る限り人員確保に努めなければならない、人員確保における活動を記載した書面を市に提出するものとする。

※ 当該事業に係る常勤の管理者を1名設置すること。なお、管理者は介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所の管理者を充てるものとする。

※ 配置職員の資質向上を図るため、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を年1回以上、指定管理者が実施すること。

• 介護者教室事業

上記の地域包括支援センター事業の職員が兼務する。

• 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

職種	業務内容	資格要件又は経験	人数
生活援助員(LSA)	入居高齢者に対する日常生活指導、安否確認、緊急時における対応等の業務	老人福祉に関し、理解と熱意を有し、この事業を適切に実施する能力を有する者	1人以上

・子育て支援センター事業

職種	業務内容	資格要件	人数
社会福祉士 又は保育士 (地域子育て指導者)	乳幼児の保護者や家族、関係機関等に対する相談援助業務、事業の企画・運営、連絡調整等	社会福祉士又は保育士として3年以上の経験を有するもの	1人
保育士 (子育て指導担当者)	乳幼児の保護者や家族に対する子育てについての相談業務、センター利用者への保育業務	保育士として2年以上の経験を有するもの	2人

(6) 委託の制限

指定管理者は、次の業務に限り、第三者に委託することができます。

- (ア) 日常清掃業務
- (イ) 定期・特別清掃業務
- (ウ) 資源回収業務
- (エ) 事業系一般廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物収集運搬処理業務
- (オ) 植栽管理・害虫駆除業務
- (カ) エレベーター保守点検業務
- (キ) 消防用設備保守点検業務
- (ク) 自動ドア保守点検業務
- (ケ) 空調設備保守点検業務 (※)
- (コ) 厨房機器保守点検業務 (※)
- (サ) 給茶機保守点検業務
- (シ) 施設機械警備業務
- (ス) 高齢者世話付住宅緊急通報警備業務 (休日夜間)
- (セ) 高齢者世話付住宅緊急通報設備保守点検業務 (神奈川県が契約)
- (ソ) 通所介護サービス送迎車運転業務
- (タ) 通所介護サービス給食調理業務

※(ケ)の空調設備及び(コ)の業務用冷蔵・冷凍庫については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に則り法定点検を行うこと。

※(タ)に関連し、食事の提供については、厚木保健福祉事務所大和センター食品衛生課に営業許可申請等の手続きにおける事前相談を行うこと。

上記の業務以外については、専門的技術を必要とするもの、及び経費節減が図られるなどの合理的な理由があるもので、かつ市の承認が得られた場合は、第三者に委託することができます。

(7) 業務の引継ぎ

指定期間満了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐこととなった際は、円滑な引継ぎに向けて相互に協力するものとします。特に、老人デイサービス事業の開始届は、次期指定管理者の責務のもと、神奈川県高齢福祉課に申請するとともに、食事の提供についても、厚木保健福祉事務所大和センター食品衛生課に営業許可申請等の手続きにおける事前相談を行い、指定期間開始時に遅滞なく業務が行えるように引き継いでください。

また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担については、原則、新指定管理者の負担となります。ただし、旧指定管理者との協議を妨げるものではありません。

旧指定管理者が受理したサービスの予約等については、利用者保護の観点から、予約時と同一条件での利用を保証してください。

※ 引継ぎ前に雇用されている職員の継続雇用の配慮をお願いします。

※ 老人デイサービス事業の届出から事業開始までには、最短でも2か月程度の期間を、食事の提供に関する営業許可申請についても、手続きに1か月程度の期間を要します。

(8) モニタリング

(ア) 月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出するものとします。

(イ) 事業報告書の提出

指定管理者は毎年度終了後60日以内に協定書に定めた事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出するものとします。

(ウ) 事業評価

指定期間中は(イ)の指定管理者が提出する書類等に基づき、市は、毎年度事業評価を実施します。

(エ) 自己評価(セルフモニタリング)

指定管理者は、施設の管理運営が設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、毎年度、自己評価を行うものとします。

また、指定管理者は、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取入れる取り組みを行うものとします。

(オ) 評価の公表

(ウ)の評価結果については、市のホームページ等に公表します。

(カ) 業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が募集要項等の基準を満たしていないと判断した場合、改善勧告をします。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

(9) リスク分担

【リスク分担表 ○：主負担 △：従負担】

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
周辺住民・市民等及び施設利用者への対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議	
	一般的な税制変更等		○
	上記以外の施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協議	
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり10万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり10万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協議	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協議	
需要変動	利用者の増減に伴う指定管理者の収益の増減		○
情報の保護	指定管理者が知り得た情報の漏洩		○
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

(10) その他

災害発生時の他施設の状況等により応急対策活動拠点としての運営支援要請に対し、協力するよう努めること。

3. 申し込みの手続き

(1) 応募資格

下記の資格をすべて満たす法人に限ります（個人による応募は不可）。

(ア) 提出書類の「欠格事項に関する申立書」に記載する欠格事項がないこと

(イ) 包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であること

(ウ) 地域包括支援センターの設置者、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人であること。なお、前述のいずれかの法人で構成される共同事業体でも可とし、その際は、同事業体の代表団体を定めること。

①複数応募の禁止

単独で応募した団体等は、共同事業体による応募の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

②共同事業体による応募の構成員の変更

共同事業体による応募の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上、支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

(2) 募集要項の配布

(ア) 配布場所（郵送はしません）

大和市鶴間 1-31-7 大和市保健福祉センター内

5階 大和市 人生 100 年推進課

2階 大和市 こども総務課

※市のホームページでも公表しています。

(イ) 配布日時 令和 4 年 8 月 1 日（月） ～ 同年 9 月 20 日（火）

(3) 申込方法と提出期限

- (ア) 申込方法 下記(4)に記載の書類を持参してください。
- (イ) 提出場所 大和市保健福祉センター5階 人生100年推進課
- (ウ) 提出期限 令和4年9月20日(火)17時まで

※期限を過ぎたものについては、一切受け付けできません。

※窓口での申し込み時に書類の精査はいたしかねます。

※不備があった場合は、後日連絡いたしますので、ご対応願います。

※応募後に辞退される場合は、任意の書式で辞退届を提出願います。

なお、ご提出いただいた書類は返却できません。

(4) 提出書類

様式の指定のないものは、任意の書式で提出をお願いします。

提出部数は、正本1部 副本15部です。

- (ア) 指定申込書 第1号様式
 - (イ) 定款等 最新のもの
 - (ウ) 登記簿謄本 申込日前6か月以内
 - (エ) 申請団体自身の令和4年度収支予算書及び事業計画書
 - (オ) 申請団体自身の令和3年度収支決算書及び事業報告書
 - (カ) 財産目録
 - (キ) 管理業務に関する事業計画書 別紙1参照
 - (ク) 管理業務に関する収支予算書 第2号様式
 - (ケ) 管理運営費見積書(予算書を補完する資料として必要に応じて提出)
 - (コ) 団体の概要がわかるもの(活動実績など)
 - (サ) 法人税、事業税、固定資産税などの税の納税証明書又は、未納がないことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)
 - (シ) 欠格事項に関する申立書 第3号様式
 - (ス) 理事、評議員及び役員等名簿(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、内容は、神奈川県警察本部に照会します) 第4号様式
- ※ この他、共同事業体の場合は、「共同事業体協定書」「委任状」「構成員名簿」の提出が必要です。

(5) 応募者現地説明会

- (ア) 日時 令和4年8月10日(水) 午前10時～午前11時
- (イ) 場所 大和市まごころ地域福祉センター
- (ウ) 参加者 1 応募団体につき、2名まで参加可
- (エ) 申込方法 令和4年8月8日(月)までに下記連絡先へ電話申込
- (オ) 連絡先 大和市人生100年推進課：046(260)5611

(6) 質問の受付

- (ア) 受付期間 令和4年8月17日(水)～同年8月26日(金)
- (イ) 提出方法 任意の書式に記載のうえ、人生100年推進課の窓口へ直接提出するか、郵送または電子メールにて提出してください。電話や口頭による質問には回答しません。また、受付期間終了後に届いた質問にも回答しません。
- (ウ) 回答 同年9月6日(火)にホームページで公表します。

4. 選定等の基準

(1) 選定方法

(ア) 資格審査(書類選考)

応募者が参加資格の要件を満たしているのか、提出書類を基に事務局で書類精査します。なお、指定管理料の上限額を超えた提案をした場合は、即時失格となります。選考結果については、令和4年9月26日(月)付で結果通知を郵便発送します。

(イ) 面接審査(プレゼンテーションの実施)

提出された書類を基に応募の受付順(先着順)にてプレゼンテーションを実施し、指定管理者選定委員会が市長に報告する候補者を選定します。

(ウ) 指定管理者の選定

市長は選定委員会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

大和市まごころ地域福祉センター条例第8条に基づき、次の選定基準で審査します。

- (ア) 介護保険法第115条の47第1項に規定する者であること
- (イ) 大和市まごころ地域福祉センターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること

- (ウ) 大和市まごころ地域福祉センターの効用を最大限に発揮すること
- (エ) 施設の適切な維持及び管理並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること
- (オ) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること

(3) 面接審査（応募者によるプレゼンテーション）

- (ア) 日時 令和4年10月5日（水）午後（詳細な時間は未定）
1 応募団体につき30分程度のプレゼンテーションのあと、10分程度の質疑応答を予定しています。
- (イ) 会場 大和市保健福祉センター 1階 検診室
※ 面接審査は、公開（傍聴あり）で実施します。ただし、応募団体関係者は入場できません。審査会における審議過程については、非公開とします。

(4) 選定結果の公表と応募者への通知

各応募団体あてに令和4年10月18日（火）を目処に郵送し、通知するとともに、ホームページ等で公表します。

5. 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

具体的に指定管理者を指定しようとするときは、議会の議決を経る必要があるため、審査終了後に議案を上程し、議決後に指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日及び協定の締結日 令和5年4月1日（土）

6. スケジュール

内 容	と き
募集要項等配布期間	令和4年8月1日(月)～同年9月20日(火)
応募者説明会	8月10日(水) ※申込は8月8日(月)まで
質問事項の受付期間	8月17日(水)～26日(金)
質問の回答期日	9月6日(火)
応募の締め切り	9月20日(火)
書類選考の結果通知(※)	9月26日(月)
面接審査(※)	10月5日(水)
選定結果の公表と応募者への通知(※)	10月18日(火)
大和市議会の議決(指定管理者の決定)	12月
業務の引き継ぎ期間	令和5年1月～同年3月
指定管理者の指定、協定書の締結	4月1日(土)
業務開始	

※令和4年8月1日時点の予定です。変更する場合があります。

7. 当要項の添付書類等

(1) 提出書類様式等

- (ア) 第1号様式～第4号様式
- (イ) 管理業務に関する事業計画書(別紙1)

(2) 業務に関する仕様書・マニュアル

- (ア) 大和市まごころ地域福祉センター業務仕様書
- (イ) 大和市子育て支援センター業務仕様書
- (ウ) 大和市まごころ地域福祉センター施設の清掃に関する仕様書
- (エ) 大和市まごころ地域福祉センター設備の保守点検に関する仕様書
- (オ) 大和市まごころ地域福祉センター施設警備に関する仕様書
- (カ) 公共建築物管理マニュアル
- (キ) リスクマネジメントマニュアルについて(参考資料)

(3) 報告書等様式

- (ア) 環境保全活動に係る報告書
- (イ) 月例報告書

(4) 法令等

- (ア) 大和市まごころ地域福祉センター条例
- (イ) 大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則
- (ウ) 大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者の候補者審査要領
- (エ) 大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者審査に係る評価表
- (オ) 大和市子育て支援センター事業規則
- (カ) 個人情報（特定個人情報を除く）の取扱いに関する特記事項
- (キ) 情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項

8. 情報公開

選定の過程や評価結果については、市は大和市情報公開条例に基づき公開することとし、各参加者の名称及び評価結果を公開できるものとします。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては非公開とします。

9. 問い合わせ先

- まごころ地域福祉センターの施設及び設備の維持管理並びに介護等支援事業に関すること 人生100年推進課長寿福祉係
住所：〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階
電話：046（260）5611
FAX：046（262）0999
Mail：ke_jinse@city.yamato.lg.jp
- 子育て支援事業に関すること こども総務課政策調整係
住所：〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター2階
電話：046（260）5606
FAX：046（264）0202
Mail：ko_kodom@city.yamato.lg.jp

第1号様式

指定申込書

年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地
団体名
代表者名

大和市長まごころ地域福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を提出の上、申し込みます。

記

- (ア) 指定申込書 第1号様式 (当該書式)
- (イ) 定款等 最新のもの
- (ウ) 登記簿謄本 申込日前6か月以内
- (エ) 申請団体自身の令和4年度収支予算書及び事業計画書
- (オ) 申請団体自身の令和3年度収支決算書及び事業報告書
- (カ) 財産目録
- (キ) 管理業務に関する事業計画書 別紙1参照
- (ク) 管理業務に関する収支予算書 第2号様式
- (ケ) 管理運営費見積書 (予算書を補完する資料として必要に応じて提出)
- (コ) 団体の概要がわかるもの (活動実績など)
- (サ) 法人税、事業税、固定資産税などの税の納税証明書又は、未納がないことの証明書 (徴収猶予を受けている場合を除く)
- (シ) 欠格事項に関する申立書 第3号様式
- (ス) 理事、評議員及び役員等名簿 第4号様式

第2号様式

年 月 日作成

管理業務に関する収支予算書

団体名 _____

事業名：

	項目	金額	積算根拠等
収入	市が払う経費		
	料金収入		
	その他収入		
	収入合計(A)		
支出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	施設管理費		
	事務経費		
	支出合計(B)		
収支(A)-(B)			

単位：千円

第3号様式

欠格事項に関する申立書

年 月 日

大 和 市 長 あて

所在地

団体名

代表者

当法人は、大和市まごころ地域福祉センターの指定管理者として、次の欠格事項のいずれにも該当しません。万一、この申立内容に相違があったときは、応募資格のはく奪並びに指定を受けた場合においては、指定の取り消しを受けても不服は申し立てません。

【欠格事項】

1. 団体又はその代表者が法律行為を行う能力を有しない者であること。
2. 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者であること。
3. 団体又はその代表者が国税及び地方税等を滞納している者であること。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
5. 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
6. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札の参加を制限されている者であること。
7. 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
8. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定を取り消された者であること。

9. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は団体の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
10. 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
11. 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）。
12. 共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。

第4号様式

年 月 日

大和市長 あて

所在地
 団体名
 代表者名

理事、評議員及び役員等名簿

大和市が行っている指定管理者からの暴力団排除の取り組みについて承知するとともに、警察署に対する照会及び通知に関し同意いたします。

商号又は名称								
所在地								
役職名	氏 名		生年月日				性別	住 所
	フリガナ (姓名)		元号	年	月	日		
	漢 字 (姓名)							
備 考								

- 備考1 かは半角で、元号はM、T、S、Hで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。
 備考2 性別は、M（男）、F（女）のいずれかで記入すること。
 備考3 欄内に収まらない場合は、必要部数を作成し、提出すること。

「管理業務に関する事業計画書」に記載する事項

1. 法人（団体）の概要

- (1) 施設名、法人（団体）の名称
- (2) 代表者名
- (3) 所在地等
- (4) 資本金
- (5) 役員数・職員数
- (6) 設立年月日
- (7) 法人の目的・理念
- (8) 主な事業
- (9) 経営状況
- (10) 現在雇用されている職員の継続雇用に対する考え方
- (11) ISO 等取得方針
- (12) 関連施設の運営実績
- (13) 損害賠償保険への加入状況

2. 管理運営計画

- (1) 管理運営の理念・方針
- (2) 管理運営を希望する理由
- (3) 運営事業の概要（事業計画）
- (4) 職員の配置・採用計画
- (5) 職員の研修計画
- (6) 施設の利用承認等の考え方
- (7) 利用者の平等な利用の確保策
- (8) 利用者の健康管理
- (9) 要望・苦情処理体制
- (10) セルフモニタリングの実施

3. 施設の適切な維持管理

- (1) 防犯対策
- (2) 防災対策
- (3) 事故防止対策
- (4) 緊急時の対策
- (5) 建物・設備の管理体制

4. その他

- (1) 利用者要望・意見への対応
- (2) 地域との連携についての考え方
- (3) 環境への配慮
- (4) 不当要求行為等への体制
- (5) 個人情報保護措置（内部規定を設けている場合は添付）
- (6) 情報公開への対応（内部規定を設けている場合は添付）
- (7) 文書管理体制